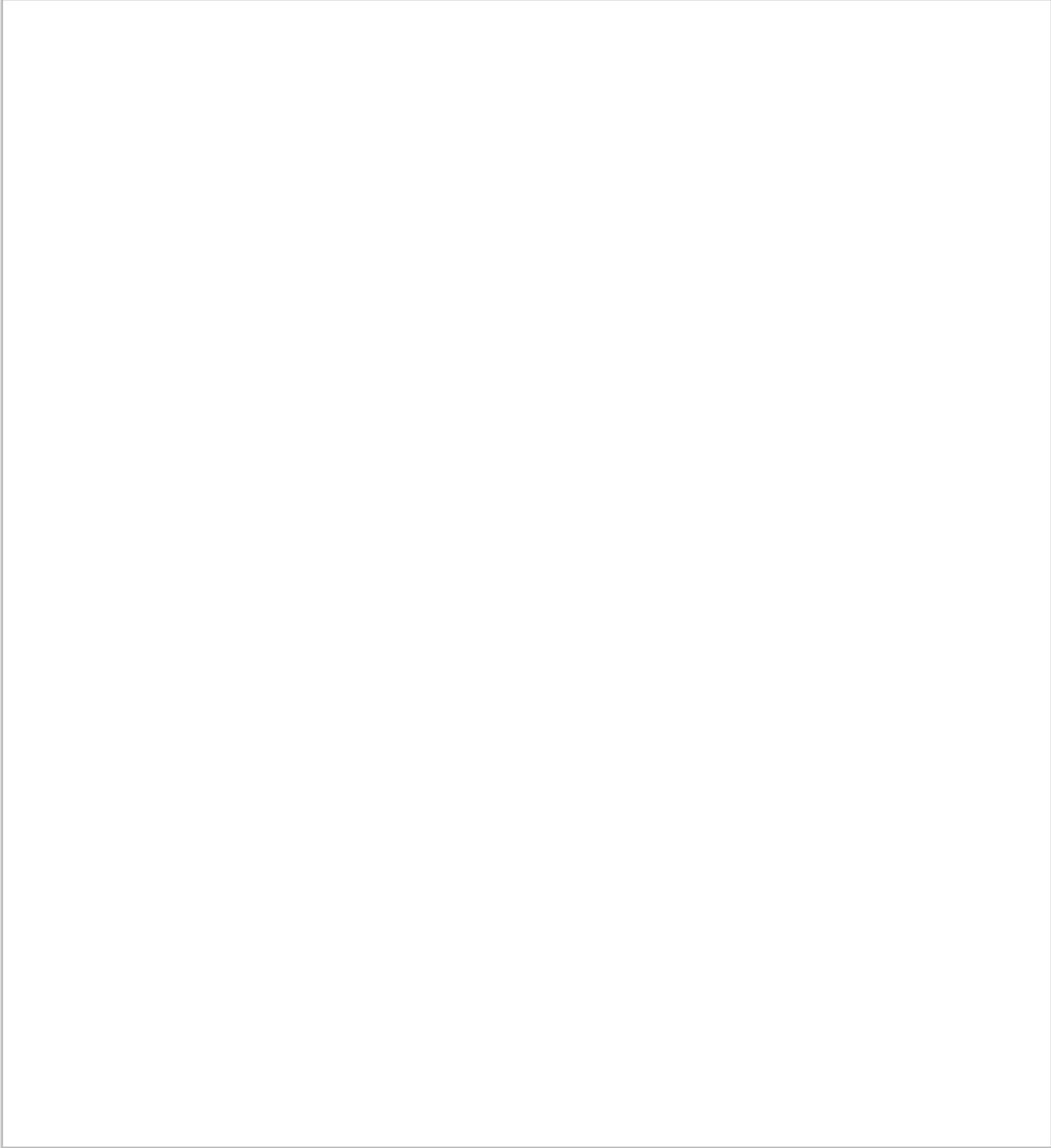


学校施設の有効活用に関する有識者会議
意見のまとめ（案）

日付

学校施設の有効活用に関する有識者会議

はじめに



令和8年3月 学校施設の有効活用に関する有識者会議

尾崎 公子

目次

第1章 学校施設開放事業の現状と課題	1
1 学校施設開放運営委員会による学校開放	1
2 ICT を活用した中学校体育館の夜間開放（小学校での実証含む）	3
（参考）他都市の取組状況	
第2章 有識者会議における主な意見	8
第3章 これからの学校施設開放の方向性	12
1 持続可能な仕組みの構築	13
2 地域コミュニティづくり	14
資料（アンケート結果）	16
参考 学校施設の有効活用に関する有識者会議	25
① 開催要綱	
② 委員名簿	
③ 開催実績	
④ 関係法令	

第1章 学校施設開放事業の現状と課題

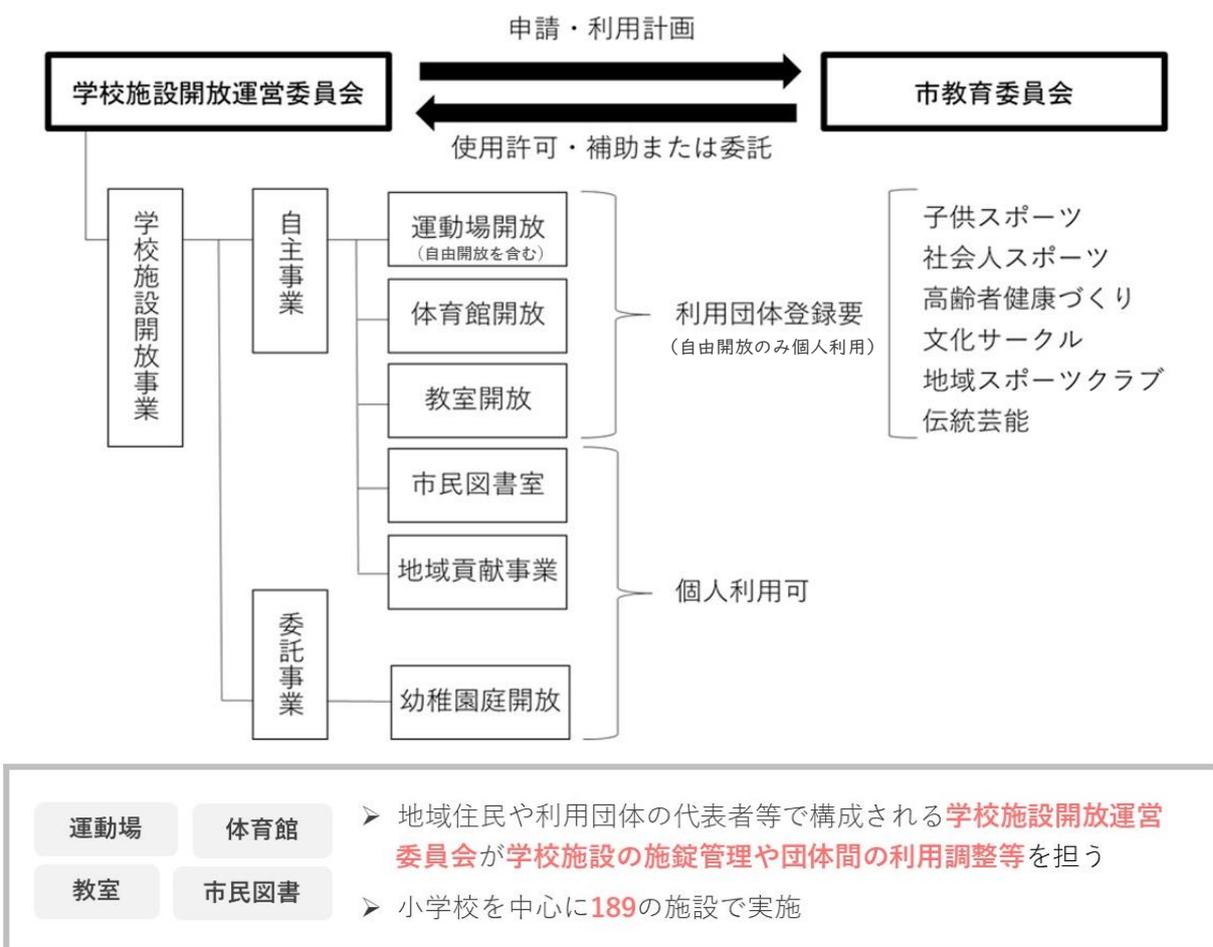
1 学校施設開放運営委員会による学校開放

(1) 現状

① 仕組み

学校ごとに地域団体や利用団体の代表者等から構成される学校施設開放運営委員会（以下、開放運営委員会）を設置。学校教育、または学校運営に支障がない限りにおいて、学校施設を市民の交流・生涯学習の拠点として、開放運営委員会が責任をもって運営している。

教育委員会は、「神戸市立学校施設目的外使用規則」及び「神戸市立学校施設開放事業要綱」に基づき、開放運営委員会に施設使用の許可を行っている。



※市民図書室

学校の空き教室を図書室に整備。開放運営委員会が管理者を配置し、放課後や休日に地域の方が利用できるよう運営を行っている。

※地域貢献事業

開放運営委員会が学校施設を拠点に、多世代が学び、交流する活動（夏祭りやスポーツ大会）などを実施している。

②実施状況

校園数		R7 開放実施校園数	R6 延べ利用人数
小学校	161	160	127.3 万人
中学校	80	11	1.6 万人
義務教育学校	2	2	0.6 万人
幼稚園	28	14	4.1 万人
その他の施設		2	0.7 万人
合計		189	134.3 万人

(2) 課題

①地域負担の軽減

- ・学校や利用団体との調整や利用にあたっての鍵の受け渡し、教育委員会との事務手続きなど非常に多くの役割を担っている。
- ・既存の役員など特定の方にのみ負担が集中する傾向がある。
- ・昨今の地域人材が不足する中では、事業を継続することが困難となる地域が生じる恐れがある。

②公平性の担保

- ・地域の子供の活動を支える総合型地域スポーツクラブをはじめとする多様な団体による活動が展開されている一方で、利用団体の固定化が見られる。
- ・開放運営委員会と総合型地域スポーツクラブが混同されやすく、総合型地域スポーツクラブへ登録している団体のみが学校施設を利用できるといった誤解が生じている。

※「総合型地域スポーツクラブ」とは、平成7年度に文部科学省が提唱し、地域の人々に年齢、興味・関心、技術・技能レベル等に応じたさまざまなスポーツ機会を提供する、多種目、多世代、多志向のスポーツクラブである。

同じ地域の住民が会員となって自主的に運営する地域のスポーツクラブで、ボランティア精神と会費制による自主運営である。スポーツだけでなく社会・文化活動も含めて、地域のコミュニティ活性化につながるクラブを目指している。

神戸市では、身近な小学校を拠点に、子供から高齢者まで幅広い市民が、気軽に様々なスポーツ・文化に親しめる地域スポーツクラブである。

③財政負担の軽減

- ・ICTを活用した学校施設開放に取り組むにあたっては、リモートロックの設置や予約システムの導入に加えて、学校運営に支障を生じさせないようセキュリティ対策を講じるなど多額の費用を要する。

- ・現在は、施設使用料を免除しているものの、他自治体では使用料を徴収している事例もあることを踏まえ、利用者には持続可能な制度となるよう受益者負担を求めるなど、財政負担の軽減を検討する必要がある。

(他都市の受益者負担の状況)

- 神戸市・堺市を除く**政令市（18都市）**で使用料を徴収している。
- 多くが**光熱水費などの実費相当**とし、**500円から1,000円**に設定

参考	川崎市	横浜市	浜松市
運営手法	学校開放運営委員会	学校開放運営委員会	まちかぎりモート（ICT）
対象	体育館の使用	体育館・武道場・校庭の夜間照明に係る電気代	運動場・体育館・柔剣道場・テニスコート等の夜間利用
根拠	川崎市財産条例に規定	学校体育施設の開放に関する要綱に規定	浜松市立小中学校施設使用料条例
使用料	学校ごとに設定 (150円～500円/時間)	体育館（150円/時間） 武道場（50円/時間） 校庭（700円/時間）	運動場（310円/夜間照明1基） 体育館・柔剣道場（620円） テニスコート（520円）
支払方法	コンビニで利用券を購入	口座振替・納付書払い	納付書払い・クレジット決済
減免規定	①子どもの健全育成団体 ②障害者の社会参加団体	地域的な市民の組織の使用	市長が特別の理由があると認める場合

(令和6年6月時点)

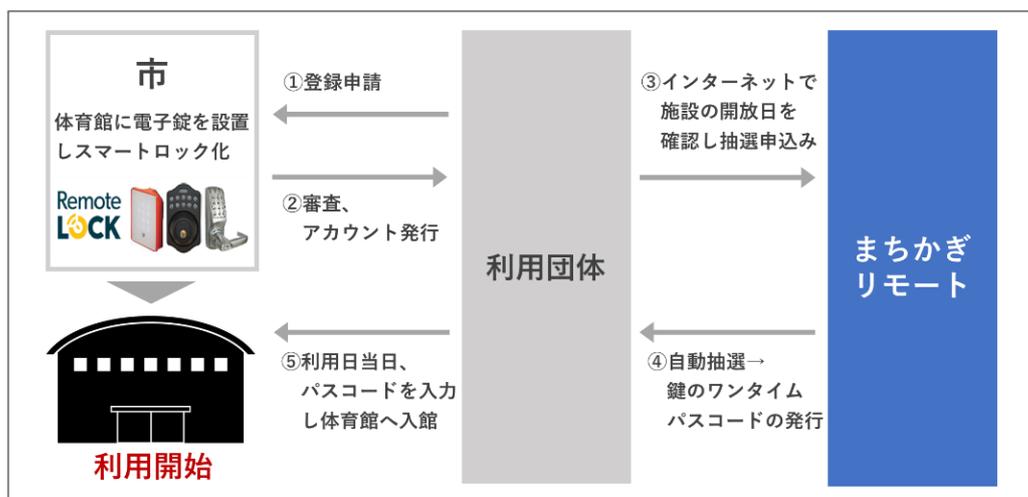
2 ICTを活用した中学校体育館の夜間開放（小学校での実証含む）

(1) 現状

①仕組み

体育館の鍵としてICT技術を活用したスマートロック「Remote LOCK」を設置し、予約システム「まちかぎりモート」と連動させることで、鍵の受け渡しや利用調整等を省力化でき、開放運営委員会を介さず、教育委員会に登録した団体が予約システムを通じて利用できる。

(ICT を活用した中学校体育館の夜間開放 利用フロー)



②利用実績（令和7年12月末時点）

	実施校数	登録団体数	利用状況（令和7年4月-12月）
中学校	70校	1,468団体	月平均 1,339件（平均利用率 89.1%）
小学校	8校		月平均 68件（平均利用率 73.7%）

(2) 課題

①安定的運用

施設の老朽化に起因する扉のズレ等により施錠・解錠できない事例が生じている。機器等のメンテナンスによりトラブルの発生を防ぐとともに、トラブルの際にも対応できる仕組みの検討が必要である。

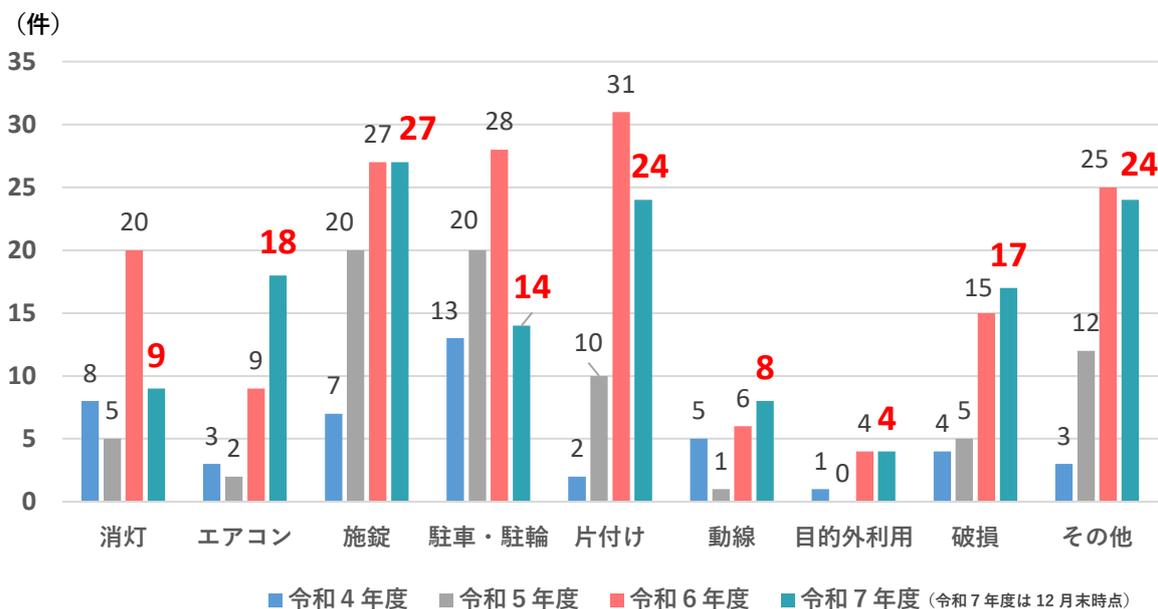
②セキュリティ確保

学校は学校教育を実施する場所であり、学校施設の開放により学校教育に影響が生じることのないよう、使用が認められていない校舎等への侵入対策などのセキュリティ対策を講じることが必要である。

③利用マナーの向上

不適切な利用の件数が増加傾向にある。消灯・エアコンの停止といった軽微なトラブルだけでなく、未施錠や施設・備品の破損等も発生していることから注意喚起を行い、学校教育に影響が生じることのないよう運用ルールの徹底に努める必要がある。

(不適切な利用の実態)



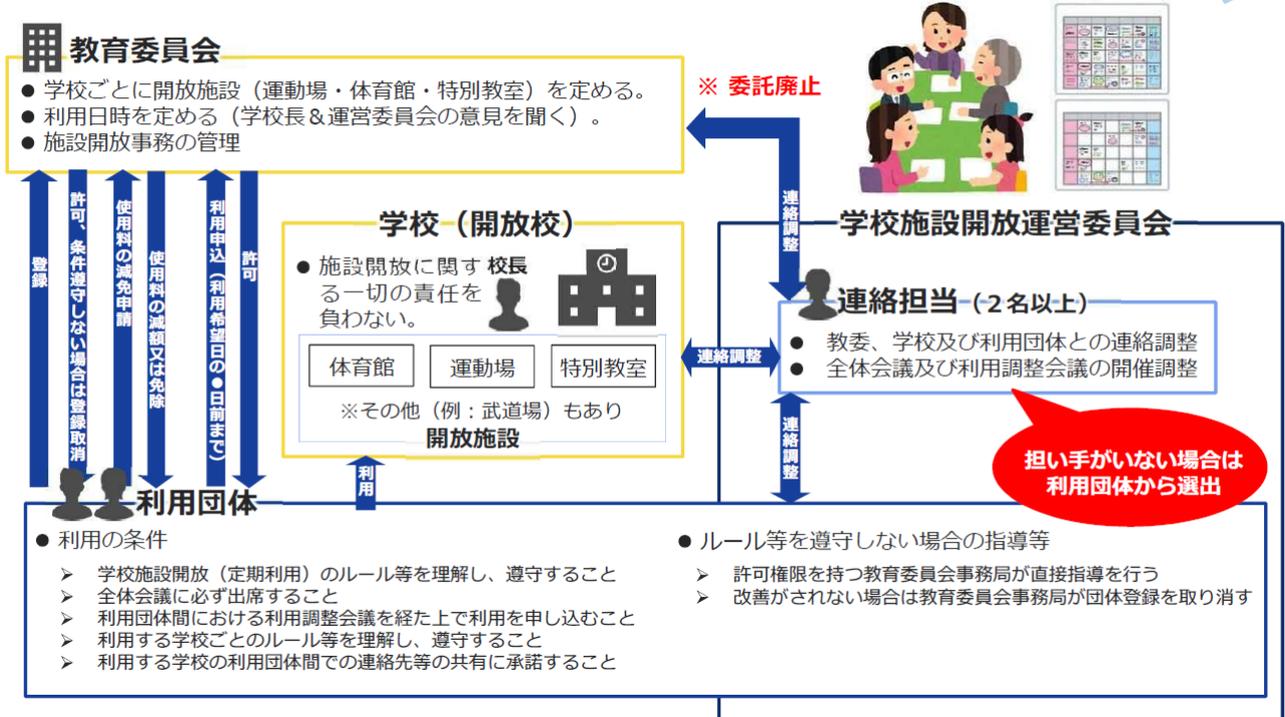
[具体的な事例]

消灯	体育館照明のほか、トイレ・倉庫・廊下などの照明の消し忘れが発生している
エアコン	リモコン操作が不十分のため、一部のエアコンが稼働したままとなっている
施錠	体育館扉、キーボックス、校門（通用門）などの未施錠が発生している
駐車・駐輪	指定箇所以外での駐車や規定台数以上の駐車が発生している 路上駐車による近隣からの苦情もある
片付け	ペットボトルやお菓子のごみ等が残置される事例が発生している
動線	指定したトイレ以外の利用や指定した校門以外から侵入する事例が発生している
目的外利用	申請している競技以外で利用している事例が発生している（使用備品等から判断）
破損	昇降式バスケットゴールの故障、スポットクーラーや扇風機の破損、床面に貼ったテープをはがす際の床面の破損といった事例が発生している
その他	路上での会話（大声）による苦情、南京錠の解錠番号の変更、たばこ・ライター（忘れ物）、他団体名での予約（重複登録）や大量の無断キャンセル など

【参考】他都市の学校施設開放の取組事例

○川崎市

- ・ ICT の実証実験（5校）を経て、「学校施設の更なる有効活用に向けた実施方針」を策定（令和6年2月）
- ・ 予約システムと「スマートキーボックス」の運用
- ・ 令和7年度以降、運営委員会への委託は廃止
（委託事業費の一部を施設維持補修に充てる）
- ・ 利用調整の配慮順を整理
- ・ 新使用料体系に移行



配慮順	対象となる活動	具体例
1	近隣の児童生徒を対象とした活動	近隣の児童が主な利用者となる少年野球や子ども会、総合型地域スポーツクラブなど
2	近隣の児童生徒以外を対象とした活動	学校のPTA、学区内の町内会・自治会が主な利用者となるバレーボールや会合など
3	近隣ではない児童生徒を対象とした活動	中学校区域外の児童が主な利用者となるスポーツ教室や合唱、自習スペースの提供など
4	近隣ではない児童生徒以外を対象とした活動	居住地が学区外の大人が主な利用者となるソフトボールやフットサル、演劇など

○浜松市

- ・令和6年度より全小中学校でICT化を実施
- ・ICT化により地域への委託は廃止
- ・運用面は利用の手続きをシステム化したのみで大きく変わらない
- ・委託費の一部を施設補修費に充当している
- ・使用料の支払いは、ICT化に伴いクレジットカード決済が可能
但し、納付書での支払いが利用団体の9割程度となっている

○東村市立青葉小学校（東京都）

- ・コミュニティ・スクールを核に地域活動への貢献を誘導している
- ・地域開放は、清掃、挨拶活動など学校活動に貢献できることを条件に使用料を免除している

○海老名市立東柏ヶ谷小学校（神奈川県）

- ・特定教室の開放は、シャッターで必ず区画している
- ・市民図書室の開放対応は、シルバー人材に委託している
- ・図書の貸出は中央図書館の指定管理にて対応している

○東京都三鷹市

- ・学校は、子供たちの学校教育機能だけでなく、福祉的な機能や防災的な機能、生涯学習的な機能などの様々な機能を持つべきとして、地域の共有地「コモンズ」として位置付けている
- ・学校3部制とし、放課後の場（第2部）、大人のための学び場（第3部）については、学校は関わらず、教育委員会事務局と市の責任において活動する場を確保している

第2章 有識者会議における主な意見

①利便性の向上

- ・中学校では、開放運営委員会からICTへの移行により定例会議への参加の負担がなくなった一方で、抽選での利用となったため、決まった曜日での活動ができなくなった。
- ・ICTを活用した取組は、利用者が平等に使えるようになることが期待できる。
- ・学校開放の情報が分かりにくいいため、より利用していただけるようアクセスしやすい情報の提供が必要である。

②事務負担の軽減（システム化）

- ・日程調整や鍵の管理など、開放運営委員会の委員がすべてを担うことは非常に大きな負担となっている。
- ・学校開放の取組は誰かの負担となることは避けられない。ICTを利用して少しでも軽減することで持続可能なものになる。
- ・地域の負担は考慮すべきであるが、地域が学校を使用させていただくものであり、地域としては学校には負担をかけたくない。
- ・従来のように学校や教育委員会事務局との調整といった機能をボランティアで行うのは難しい。ICTを活用した仕組みへ移行しても運用部分でうまくいかないこともあり、事務的な機能のあり方も検討が必要である。
- ・開放運営委員会が担っている利用登録、トラブル対応、使用料徴収などを教育委員会事務局で担うのは体制的に難しい。外注するなどやり方を検討する必要がある。

③利用可能施設の拡大

- ・これまで使用されていなかった教室が活用可能となれば、利用の幅が広がり、利用者の増加につながることを期待できる。
- ・利用できる教室以外への侵入や備品の破損などの対応も生じる可能性がある。利用にあたっては管理者に対する厳格なチェックが必要で、子供たちの教育に影響が生じないように、学校のルールをきちんと理解してもらわなければならない。

④優先利用の明確化

- ・学校によっては、利用者が固定化している状況があるため、既得権益となら

- ないような改善が必要である。
- ・「特定の団体が独占している」「既得権」と悪い意味で言われることもあるが、利用団体は、学校の大掃除や祭り等、子供たちのために取り組んでいることがあり、優先利用を認めることも必要である。
 - ・子供は学校に通っている平日（日中）の活動や安全面から夜間の活動などの時間が制限されやすく、また、交通手段等の観点から活動範囲が限られることから優先的に利用できる仕組みが良い。
 - ・優先利用にあたっては、利用希望者間の公平性にも配慮する必要があり、定期的な利用調整など透明性のあるルールが必要である。
 - ・教育委員会として優先順位を一定示す必要がある。一方、開放運営委員会によってはローカルルールも必要となるが、そのルールは開かれた場で議論されなければならない。
 - ・公正で透明性のある運営を行うには、固定化されたメンバーで議論されるのではなく、学校開放の活動を報告し、その取組を評価する組織が必要である。
 - ・部活動の地域展開（コベカツ）に伴い、活動団体が活動可能な時間にコベカツを行うこととなるため、一般開放できる時間帯が限られるが、コベカツが使用しない施設については開放してほしい。

⑤利用ルールを順守できる仕組みづくり

- ・開放運営委員会では、顔をあわせる場があるので、ルールの徹底ができている。
- ・不適切な利用には、当然注意喚起をしていかなければならない。どのように対応していくべきか考えていく必要がある。
- ・施設の使用料免除が不適切な利用を促していることもある。また、予約はあるが、実際には利用されていない状況もあるので、キャンセル料なども含めてペナルティが必要ではないか。

⑥適正な施設使用料のあり方・徴収の仕組み

- ・学校施設も税金で運営されており、利用には費用が掛かるという意識を市民が持つ必要がある。ただし、子供たちの活動などに対しては減免ルールが必要である。

- ・受益者負担を求めることによって、サービスとして認識される恐れもあるため、使用料徴収の目的はきちんと説明していくべき。
- ・使用料の徴収にあたっては、納付書による支払いでは市民にとって手間がかかるため、キャッシュレスに対応していることが望ましい。
- ・子供が活動するクラブは指導者がボランティアでやっていることも多く、使用料の減免を検討してほしい。

⑦学校を核とした地域コミュニティの活性化

- ・地域の住民や児童生徒の保護者など多様な立場の人が参加できる活動を増やすことが理想であるが、まずは「学校を訪れる機会」を作ること自体が地域とのつながりを深めることになる。
- ・学校は地域の人が集まりやすく、交流の拠点として活用しやすい場所であるため、日常的に利用することで、災害時に避難所として利用する際にも心理的ハードルが下がる。
- ・学校を利用しやすい仕組みを整備し、その中で横のつながりを広げていくことができれば、地域の結びつきの希薄化を防ぎ、学校を核としたコミュニティを形成することができる。
- ・教職員も、学校施設は地域と連携する共有空間であるとの意識に変えていく必要がある。
- ・知っている人のみが学校を利用して活動する閉鎖的な状況となっている。情報を公開する必要性は強く感じる。

⑧学校運営協議会との連携

- ・学校運営協議会が設置され、人材・役割が重なっている部分もある。開放運営委員会の機能を学校運営協議会に集約し、利用調整機能を同協議会が担うのであれば、管理者と利用団体が分離でき、公正な運営に繋がる。
- ・将来的に学校運営協議会が、学校の教育活動と市民の活動との調整を担えるよう成長していくことが求められている。
- ・地域団体だけではなく、利用団体もコミュニティ・スクールの連携・協力活動を担うことで、学校や子供たちを支える取組が一層広がるとともに、地域活性化も期待できる。

⑨その他

- ・地域貢献事業では、構成員の高齢化の影響もあり、子供たちのための企画をやりきるパワーがない。
- ・市民図書室では開館時間に管理者を配置する必要がある。人材（後継者）不足で、手伝いたいという気持ちがある人がいても、仕事があって携わることが難しい人もいる。

第3章 これからの学校施設開放の方向性

－神戸の学校づくり（目指すべき姿）－

神戸市では、地域全体で子供たちの学びや成長を支える学校づくりを進めていく必要から、令和4年に学校づくりの指針「人とつながり ともに創る みんなの学校」を策定した。この指針のもと、地域に開かれた学校から「地域とともに創る学校」へと発展させるためにコミュニティ・スクールを推進している。

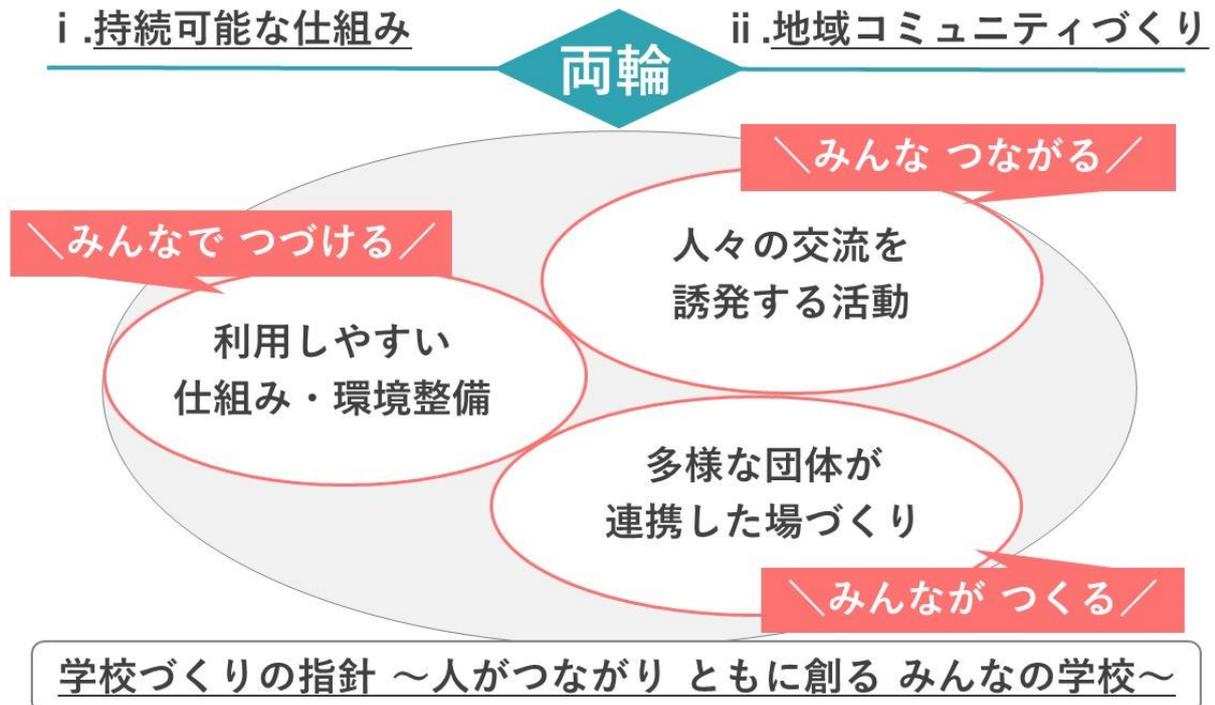
学校施設の更なる有効活用に向けては、①みんなであつづける、②みんなつながる、③みんながあつくる、の3つの視点をもって取り組むことで、指針で掲げる学校づくりを進めることにつながる。

さらに、こうした取組を持続可能なものにしていくためには、これまでのような一部の地域の方や学校に依存した仕組みではなく、ICTを活用し、可能な限り管理者の負担を軽減させる取組が必要である。また、施設利用者自らが学校を核としたコミュニティに参画し、積極的に関わることができる仕組みにしていくことが望ましい。

取り組みたい3つの視点

i. 持続可能な仕組み

ii. 地域コミュニティづくり



【参考】学校づくりの指針「人がつながり ともに創る みんなの学校」

これからの時代において、複雑化・多様化する教育課題に適切に対応し、一人ひとりの子供に寄り添った質の高い教育を提供するためには、学校、保護者、地域の皆様、それぞれが多様な知識や経験を持ち寄り、地域全体で子供たちの学びや成長を支えていく必要があります。

本市では、学校づくりの指針として「人がつながり ともに創る みんなの学校」を定め、子供たちを中心に据えて、保護者、地域の皆様と連帯感をもって教育活動に取り組む学校づくりを進めています。

※コミュニティ・スクール

学校運営協議会を設置し、保護者や地域との連携・協力活動を推進する仕組み。

Ⅰ 持続可能な仕組みの構築

(1) 利便性の向上

- ・インターネットを活用した予約システムを導入するなど、利用者の利便性の向上が必要である。
- ・インターネット上でリアルタイムの空き状況を確認できるなど、積極的な情報提供を行うことで、学校施設の利用を一層促進していく必要がある。

(2) 事務負担の軽減（システム化）

- ・地域の皆さんで構成する開放運営委員会では、一部の人に負担が集中しがちなことから、ICTの活用などにより、管理に伴う事務負担を軽減していく必要がある。
- ・開放運営委員会が担っている利用登録、トラブル対応、使用料徴収などを教育委員会事務局で担うのは体制的に難しい。外注するなどやり方を検討する必要がある。

(3) 利用可能施設の拡大

- ・利用ニーズにも対応できるよう、学校施設開放事業の利用可能施設の拡大を検討する必要がある。ただし、拡大にあたっては、学校教育に支障がなく、子供たちの安全が担保される必要がある。

(4) 優先利用の明確化

- ・子供が主体で活動する団体や地域コミュニティづくりに寄与する活動などが優先されるべき。
- ・公平公正な運用を行えるよう優先利用の考え方を示すなど透明性を高めることが必要である。
- ・中学校では部活動の地域展開（コベカツ）が始まる。コベカツの利用状況を踏まえつつ、学校開放との利用調整を柔軟にしてほしい。

(5) 利用ルールを順守できる仕組みづくり

- ・学校教育に支障が出ないことを前提に、不適切な利用を防止するため、利用ルールの徹底を可能とする仕組みづくりも含め、慎重に検討する必要がある。

(6) 適正な施設使用料のあり方・徴収の仕組み

- ・受益者負担の考え方や施設を利用できる仕組みを維持するためにも利用者から使用料を徴収すべき。
- ・子供が活動する団体も多く、減免制度について積極的に検討する必要がある。
- ・使用料の徴収にあたっては、徴収にかかる事務負担や利用者の利便性も考慮し、キャッシュレスに対応できることが望ましい。

(7) その他運営に関すること

- ・利用調整の結果を学校運営協議会へ報告するなど、公平公正な運営を担保する仕組みとするべき。

(受益者負担や利用調整にかかる利用団体の分類例)

	利用団体の分類	団体目的	受益者負担（使用料）	利用調整
通年 (定期) 利用	地域で利用調整を行う利用団体	子どもの主体的な活動	減免の仕組みを検討	優先利用
	地域で利用調整を行う利用団体	地域コミュニティづくり・地域活動	減免の仕組みを検討	優先利用
一時利用	一般利用（市内（在住））	利用者自身の活動	負担あり ※目的外使用許可基準に照らして徴収	利用抽選の申し込み可
	一般利用（市外在住・（市内在勤・在学））	利用者自身の活動	負担あり ※目的外使用許可基準に照らして徴収	抽選後の先着のみ

2 地域コミュニティづくり

(1) 学校を核とした地域コミュニティの活性化

- ・学校施設の更なる有効活用に取り組み、学校を訪れる機会を増やすことで、地域とのつながりを深めていくことができる。
- ・学校が地域の共有地となるためには、地域に活動の情報が共有され、人々の交流が生まれることが必要である。

(2) 学校運営協議会との連携

- ・開放運営委員会を優先利用が認められる団体が連絡・調整を行う組織にしつつ、その組織を学校運営協議会の部会として位置付けることで、地域の負担軽減や地域人材による効果的な連携を図る、より持続可能な仕組みとして発展的に解消することができると考えられる。
- ・学校運営協議会の活性化に加え、利用団体がコミュニティ・スクールに参画することで、子供たちが社会とつながる機会が広がり、教育的な効果が高まる仕組みについて検討する必要がある。

[アンケート結果]

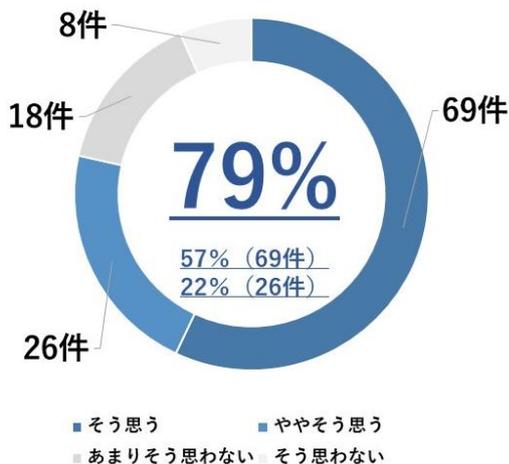
(1) 学校施設開放運営委員会アンケート

①開放運営委員会運営にかかる負担感（アンケート①）

実施時期：令和6年5月～6月

回答数：121団体

担い手不足の現状



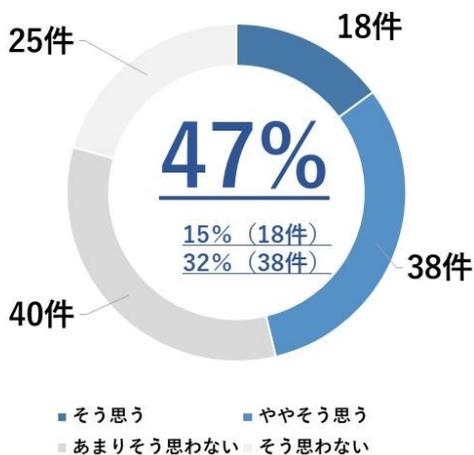
主な意見

- ・後継者不足の前に現時点で**人材不足**である。
- ・活動内容を明確に理解している人が限られているため、その方たちに頼るしかないが、**高齢化**してきている。
- ・次候補の方を自分で選出しないと**交代できない**。引き継いでくれる若い方が見つからない
- ・利用団体間で意思統一を図る際に、それぞれの思惑が生じるため、**会長からの強い指示**が必要になる。

(ICT活用への移行に向けたコメント)

- ・地域と全く関係のない団体が安易に利用するのは、希薄になっている**地域コミュニティ意識を破壊**するものである。また、利用団体を審査し、利用を認めるのは行政ではなく、地域コミュニティであるべきである。

鍵の受け渡しの負担



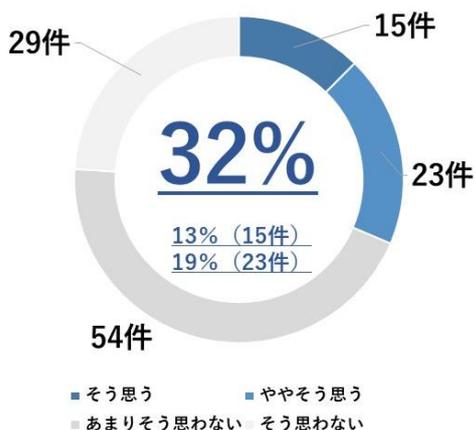
主な意見

- ・無人での**最終退出時の施錠に負担**を感じる。
- ・小型の**ダイヤルキーボックス**を活用しているが、履歴管理が出来るデジタルキーボックスが理想
- ・鍵管理に関してはキーボックスにしてからは以前ほどの負担はなくなりました。
- ・現在、**クラブが3団体しかない**ので、負担に思っていることはありません。

(ICT活用への移行に向けたコメント)

- ・鍵の開け閉めについては、**利用者が鍵を持つ (ICTを利用する)**ことで負担が軽くなる。

日程調整の負担



主な意見

- ・言葉では表現しにくいですが、**利用者の意識**が変わってきていることが、少し心配。
- ・利用団体からの**利便を強く要望**されることがあり、学校との連携に難儀する時がある。(近隣からの苦情も出ることがある)
- ・**既得権**があり、新しく入りにくい。交渉を依頼された時に悩む。
- ・**フリーアプリ**を全クラブで共有して活動予定を相互に把握しているが**広告が多い (手間がかかる)**のが難点
- ・**利用団体の自主管理協力**により、運営委員会の負担はそれほど感じない

②開放運営委員会の運営状況（アンケート②）

実施時期：令和7年12月

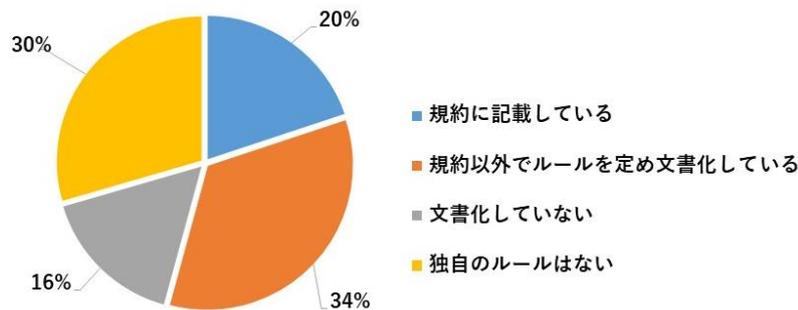
回答数：166団体

独自ルールの有無及び文書化（開示）

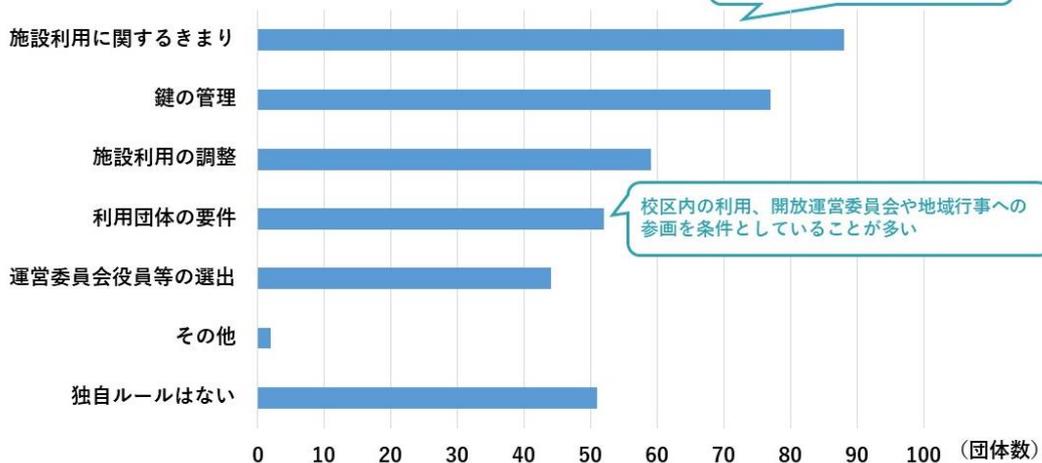
70%の開放運営委員会が「独自ルール」を設定。また、16%が文書化していない

市で定めているルール

- ・3人以上で構成される団体
- ・代表者が満18歳以上（高校生除く）
- ・構成員の半数以上が市内に在住・在勤（在学）
- ・学校施設開放事業の趣旨に沿った活動



開放運営委員会での独自ルールの設定

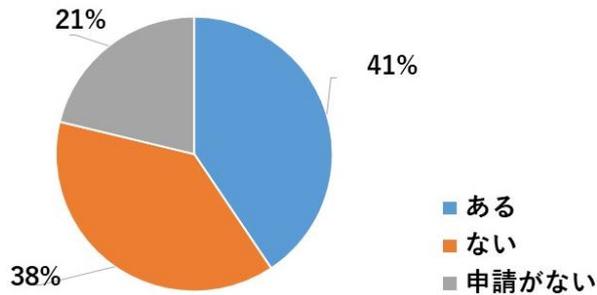


※上記凡例の主な内容

- 施設利用に関するきまり：利用施設、利用時間、駐車場利用など
- 鍵の管理：鍵の受け渡し方法、鍵の複製など
- 施設利用の調整：優先順位の考え方、毎月の利用申込手続きなど
- 利用団体の要件：居住地、開放運営委員会への参加、地域行事への参加など
- 運営委員会役員等の選出：役員決定方法など

新規登録を認めなかった事例

約80%の開放運営委員会が新規登録の申請を受けているが、その半数が新規登録を認めなかった経験がある



新規登録を認めなかった理由

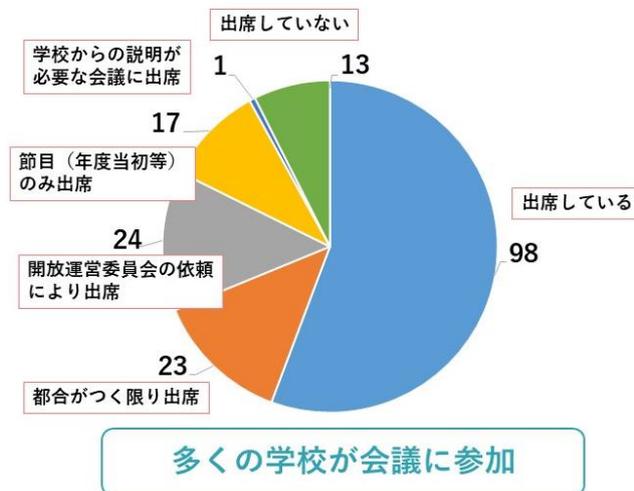


(2) 学校アンケート

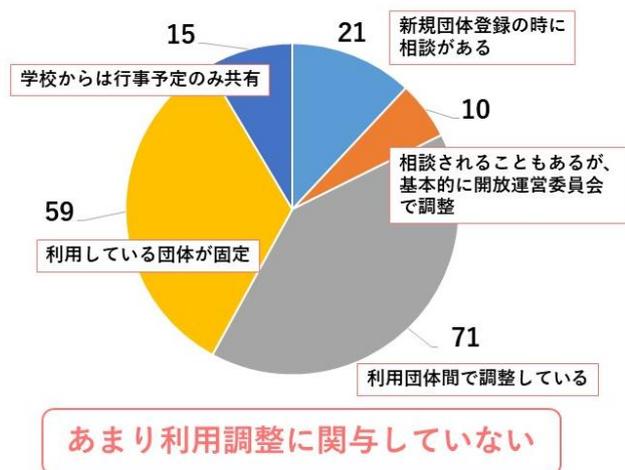
実施時期：令和7年6月・令和7年12月

回答数：176校

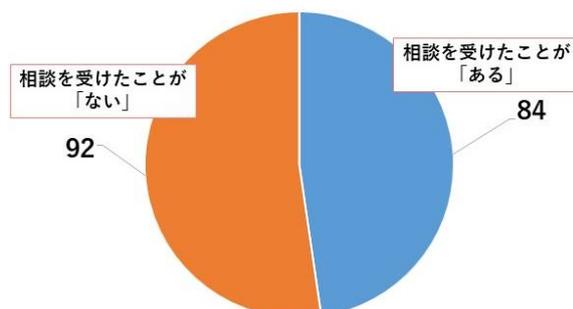
学校の開放運営委員会への出席状況



学校の利用調整の関与

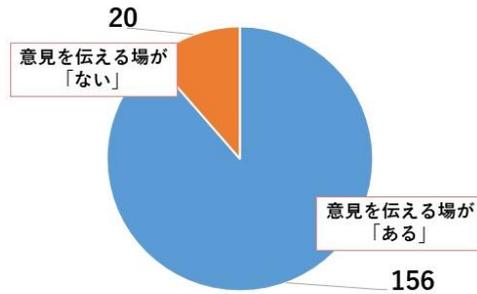


開放運営委員会運営に関して 相談を受けたことがある

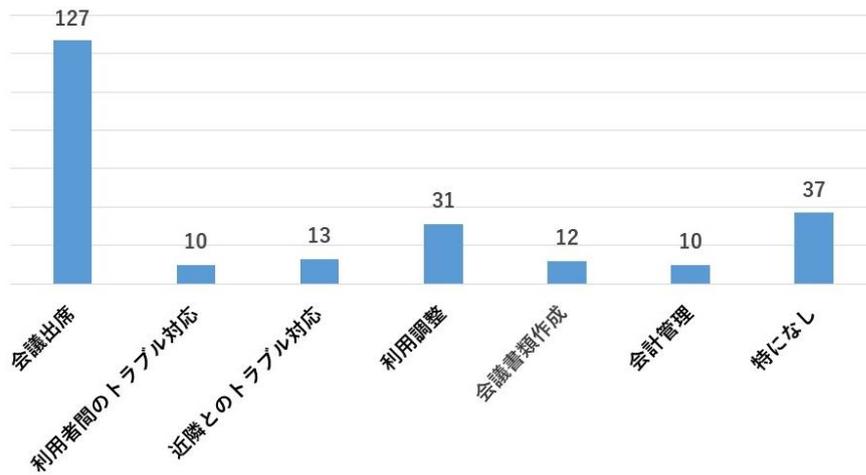


顧問として意見を伝える機会がある

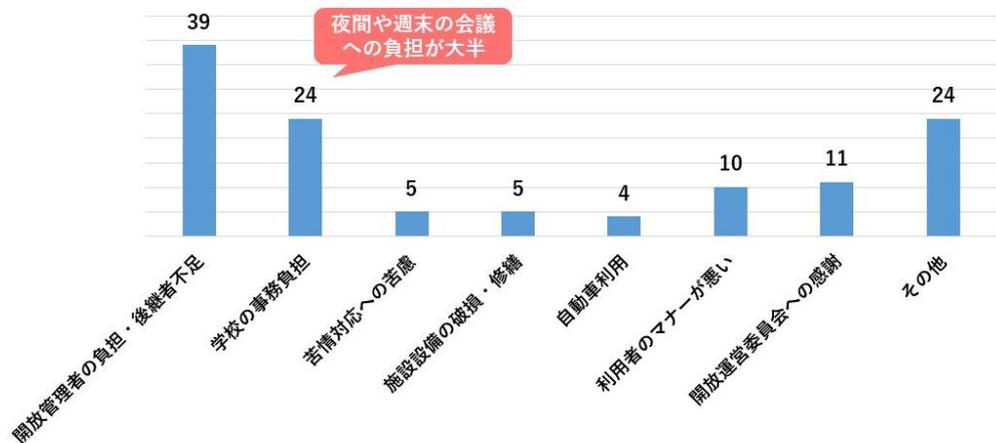
会議出席が意見を伝える場



学校が負担に感じる項目



その他意見



会議の負担が大きい（時間帯に課題）

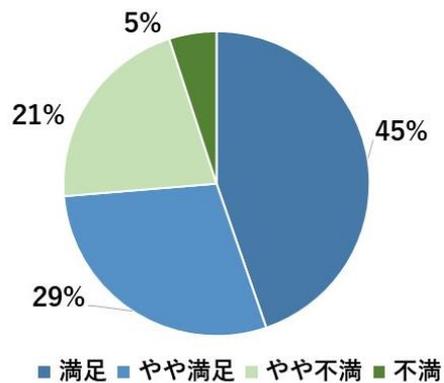
(3) 利用者アンケート（中学校体育館夜間開放）

実施時期：令和7年5月

回答数：ICT登録団体 380 団体

満足度

利用者の74%が満足



主な意見

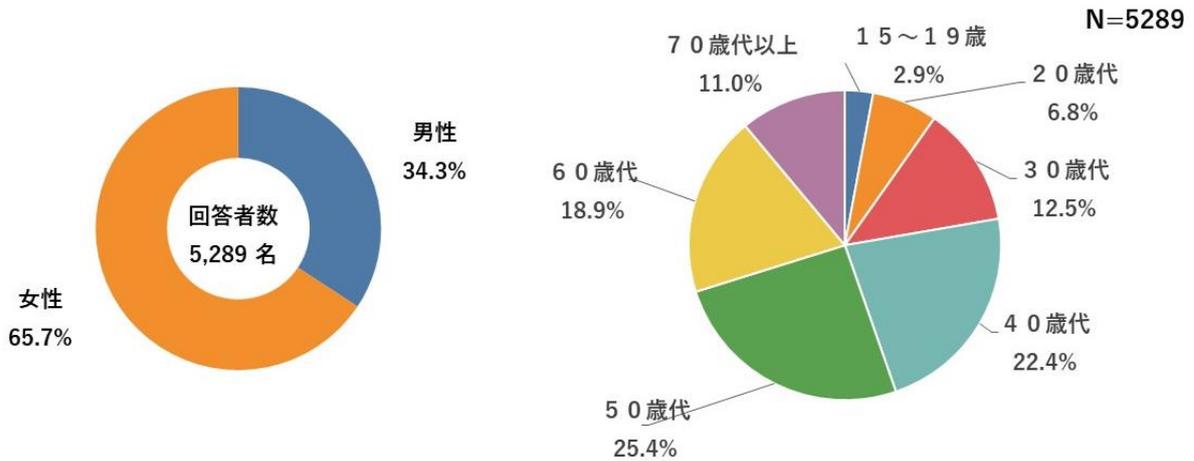
- ・家から近い体育館が利用できる
- ・無料で利用できるのはありがたい
- ・スポーツを通じて人とのつながりを広げることができる
- ・夜間以外も利用したい
- ・抽選申込の体育館を校区ではなく市全体に拡大してほしい
- ・抽選等の手続きは便利。半日単位で使用したい曜日ごと利用傾向がわかれば抽選申込しやすい
- ・先着申込スタート時にアクセスが集中し接続できない
- ・駐車できる学校が少ない

(4) 市民アンケート

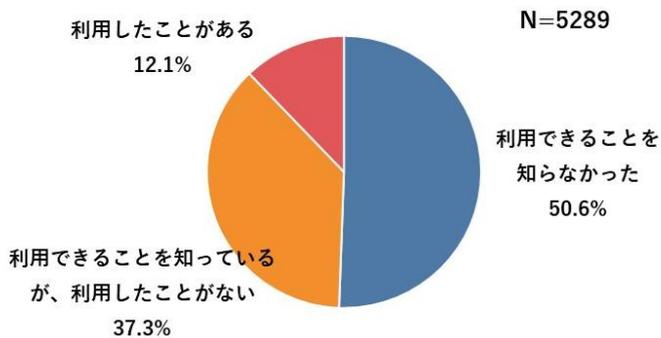
実施時期：令和7年6月

回答数：ネットモニター 5,289名

回答者の情報

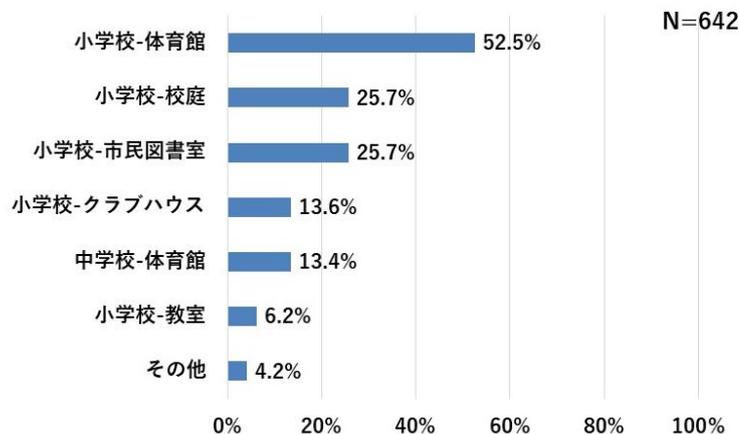


学校開放事業の認知度・利用状況

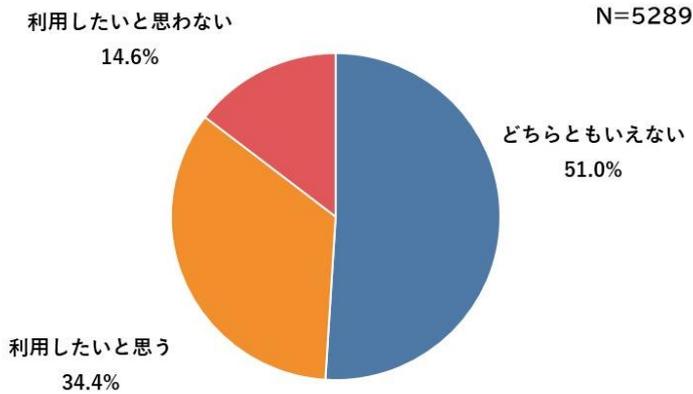


5割が学校を利用できることを知らない

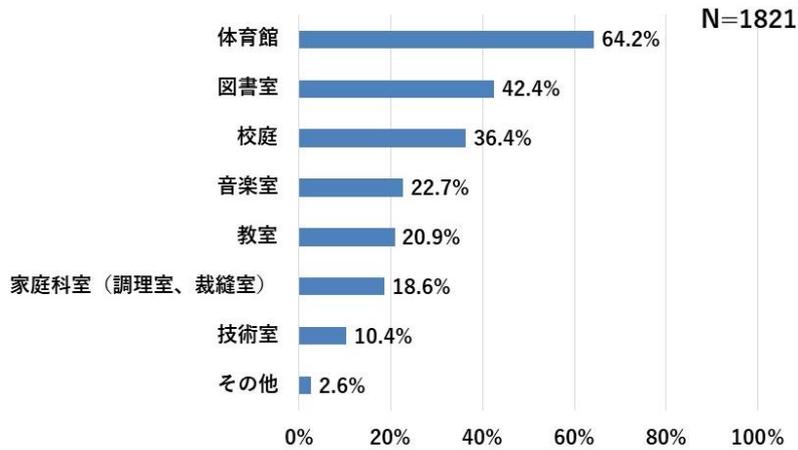
利用したことがある方で利用した施設



学校施設利用の意向

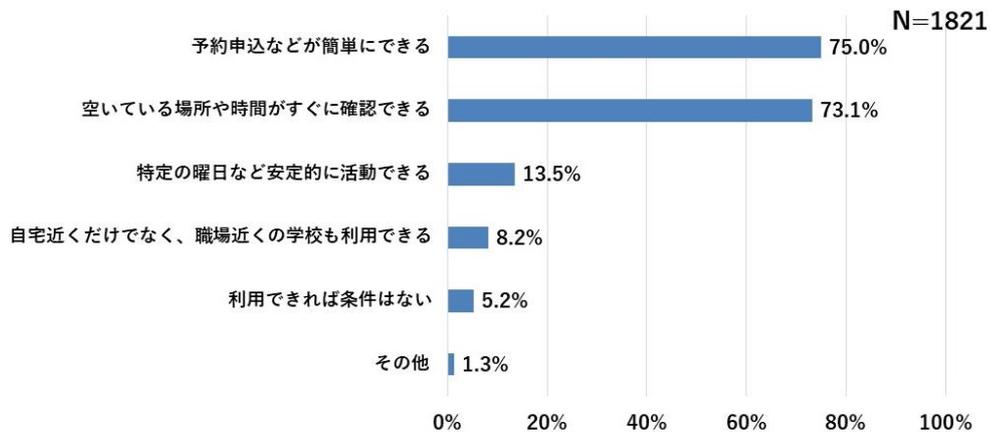


利用したいと思う方の利用したい施設



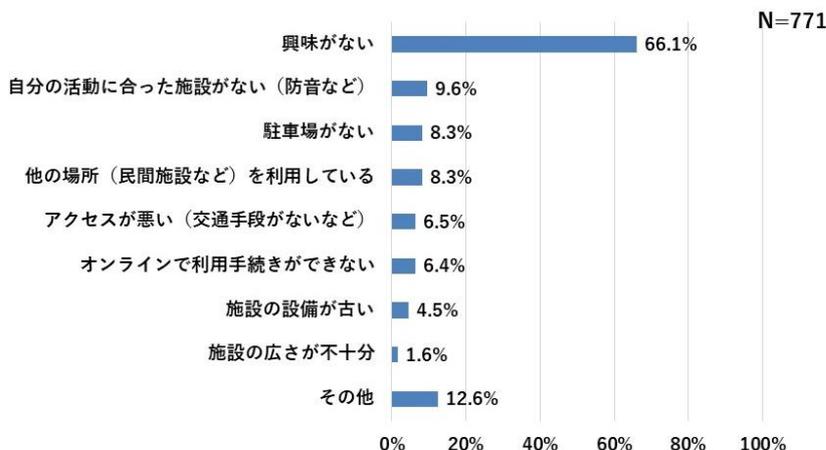
開放していない音楽室や家庭科室の利用希望もある

利用にあたって重視する条件



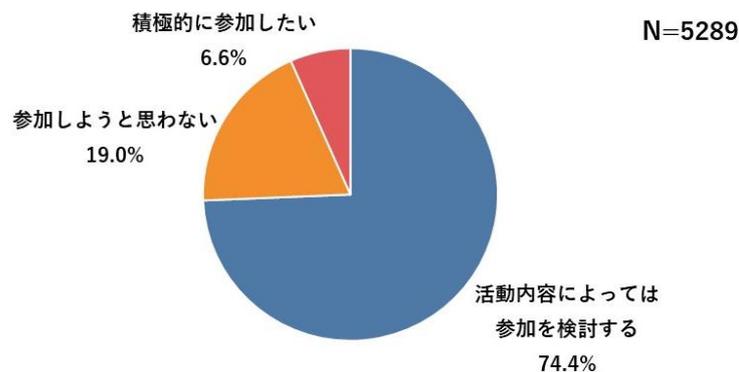
わかりやすい手続きが重要

利用したくない理由



その他意見として学校教育への支障、学校の負担、セキュリティ確保などを危惧する意見多数

学校を開放して実施される文化スポーツ活動への参加の意向



その他意見

- ・ 学校運営に支障のない範囲で積極的に利用できる仕組みがある
- ・ 子供が卒業してから学校に行く機会がない。自分が参加できる学校での行事・イベントがあればいい
- ・ 子どもが習いたいというスポーツなどの情報をまとめて管理してるサイトがあれば便利
- ・ 特定の団体が独占してほしくない
- ・ 学校をお借りしているので、ボランティアでお返しできたらと学校の行事には参加している
- ・ 学校開放が充実している学校とそうでない学校との格差がある
- ・ 地域の学校とは接点が無く行事に参加するには部外者すぎてハードルが高い
- ・ 学校は非常時には避難所になるなど地域の中心になる施設
- ・ 神戸市は運動施設や福祉センターなど文化施設が充実している。利用者側の負担（後片付けなど）や設備のレベルなどを勘案すれば学校は利用しやすいとはいえない
- ・ 安全面は配慮が必要だが、閉ざしていても発展はない
- ・ 子供の安全性から誰でも入れるようにはしないほうがいい
- ・ 学校施設なので、管理が学校の負担にならない工夫が必要

〔開催要綱〕

学校施設の有効活用に関する有識者会議 開催要綱

(趣旨)

第1条 学校施設開放事業の望ましいあり方を検討し、市民の貴重な財産である学校施設の更なる有効活用を図るとともに、開かれた親しみやすい学校づくりを推進するため、専門的な見地及び利用者、保護者等の立場から幅広くご意見を頂戴することを目的として、学校施設の有効活用に関する有識者会議（以下、「会議」という。）を開催する。

(委員)

第2条 会議に参加する者は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校施設開放運営委員会の会長、開放管理者等の職にある者
- (3) 学校施設開放事業の利用者
- (4) 保護者代表
- (5) 前各号に掲げる者のほか、事務局長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、15名以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長の指名等)

第4条 教育長は、委員の中から会長を指名する。

2 会長は、会の進行をつかさどる。

3 教育長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(会議の公開)

第5条 会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、教育長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な懇談会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(施行細目の委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、副局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月21日より施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日より施行する。

[委員名簿]

学識・有識者	尾崎 公子	兵庫県立大学環境人間学部 教授
	押田 貴久	兵庫教育大学大学院学校教育研究科 教育実践高度化専攻 教育政策リーダーコース 准教授
学校施設開放運営委員会代表 中学校体育館開放利用団体代表者 地域スポーツクラブ代表者	未永 訓隆	向洋小学校開放運営委員会会長
	三浦 修	伊川谷小学校開放運営委員会会長 伊川谷少女バレーボールクラブ代表
	北村 享子	谷上小学校開放運営委員会 市民図書室管理者
	塚本 洋平	特定非営利活動法人 えびすバスケットボールクラブ代表
	岩本 雅	バレーボール「大池」代表
	中田 進	神戸総合型地域スポーツクラブ 全市連絡協議会会長
保護者	齋藤 勝洋 小西 絢平	神戸市 PTA 協議会会長 ※委員交代(令和7年7月15日～)
社会教育委員	森田 祐子	神戸市社会教育委員

[開催実績]

	開催日	主な議事
第1回	令和6年3月26日	学校施設の有効活用、課題認識 など
第2回	令和6年7月19日	学校開放事業の現状と課題 など
第3回	令和7年3月24日	他都市の取組、神戸における学校づくり など
第4回	令和7年7月23日	市民アンケート、意見とりまとめ構成(案)
第5回	令和8年2月20日	意見まとめ(案)

[関係法令（別表省略）]

神戸市立学校施設目的外使用規則

昭和42年10月5日
教委規則第10号

（趣旨）

第1条 この規則は、法令その他の規程に定めがあるもののほか、神戸市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管に属する学校施設の目的外使用について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則において「学校施設」とは、委員会の所管に属する学校の建物その他の工作物、土地（学校のために賃借権、使用貸借による権利その他当該工作物又は土地を使用する権利が設定されているものを含む。）及び物件をいう。

2 この規則において「目的外使用」とは、学校教育を目的としない活動の場として、一時的に使用することをいう。

3 この規則において「学校施設開放事業」とは、学校教育上支障がない範囲で、学校施設を市民の利用に供することにより、市民の健康増進、文化及び教養の向上に資するとともに、学校施設を生涯学習の拠点とすることを目的として行われる文化活動、スポーツ活動及び地域貢献事業等をいう。

4 この規則において「学校施設開放運営委員会」とは、学校施設開放事業の実施主体として、地域の団体の代表等で構成される組織をいう。

5 この規則において「予約システム」とは、学校施設開放事業において、学校施設開放運営委員会による運営のほか、インターネットを介して学校施設の空き状況の確認、使用の申込み等学校施設の使用に関する事務を電子計算機により自動的に処理する神戸市学校体育施設予約システムをいう。

（使用許可の条件）

第3条 学校施設の目的外使用は、次の各号のいずれかに該当する場合に許可することができる。

- (1) 学校関係団体が使用する場合
- (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）に定める諸行事に使用する場合
- (3) 公共的団体が使用する場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公益上必要と認める場合

2 前項に掲げるもののほか、学校施設の目的外使用は、学校施設開放事業において使用する場合に許可することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると教育長が認める場合は、使用を許可しない。

- (1) 管理上支障があるとき。
- (2) 教育上支障があるとき。
- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、支障があるとき。

（使用を許可しない施設）

第4条 学校施設のうち、次に掲げるものは、使用を許可しない。

- (1) 職員室
- (2) 事務室
- (3) 宿直室
- (4) 特別教室（家庭科教室を除く。）

(5)前各号に掲げるもののほか、校園長において支障があると認める施設
(使用を許可する施設、使用料)

第5条 使用を許可する施設及びその使用料は、別表のとおりとする。ただし、別表により
がたいときは、別に教育長が定める。

2 使用料は、使用日の前日までに納付しなければならない。

(使用料の免除・後納)

第6条 使用料は、次の各号のいずれかに該当するときは、申請に基づき免除することがで
きる。

(1)神戸市又はその執行機関が主催し又は共催するとき。

(2)社会教育法に定める諸行事で当該学校の地域社会と密接な関連を有するとき。

(3)前2号に掲げるもののほか、公益上特に必要と認めるとき。

2 前項に掲げるもののほか、第3条第2項に規定する許可を受けた者が使用するとき、
申請に基づき免除することができる。

3 使用料は、国、地方公共団体その他これらに類する者が使用するとき、これを後納さ
せることができる。

(使用料の不還付)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、既納の使用料は、還付しない。

(1)天災事変等により使用できなかつたとき。

(2)第13条第1項第2号に規定する使用許可の撤回によるとき。

(予約システムの利用者登録の申請)

第8条 予約システムを利用して使用の許可を受けようとする団体は、次に掲げる要件を満
たしていることを示した申請書を教育長に提出し、あらかじめ登録を受けるものとする。

(1)3人以上で構成される団体であり、かつ、その代表者が満18歳以上の者(高校生を
除く。)であること。

(2)当該団体の構成員の半数以上が、市内に在住、在勤又は在学する者であること。

(3)当該団体が、学校施設開放事業の趣旨に沿った活動を行う団体であること。

2 教育長は、前項の登録(以下「利用者登録」という。)を受けた団体が、学校施設の管理
運営上重大な支障が生じる行為又は生じる恐れがあると認められる行為をした場合、当該
団体の利用者登録を廃止し、又は当該団体の予約システムの利用を制限することができ
る。

3 前項の規定により利用者登録を廃止した団体については、再度の登録をすることができ
ない。

(使用許可の申請)

第9条 学校施設を目的外に使用しようとする者は、使用前3日までに、次の各号に掲げる
事項を記載した神戸市立学校施設目的外使用許可申請書(以下「申請書」という。)を当該
校園長の副申を得て教育長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1)申請者の住所、職業又は団体名、氏名(代表者)及び電話番号

(2)使用学校園

(3)行事名及び使用目的

(4)使用中の責任者

(5)使用日時

(6)使用施設、特別設備及び使用物件

(7)参集人員

(8)使用料免除申請

2 学校施設の目的外使用に当たり特別の設備をしようとするときは、申請書に設備計画図
を添付しなければならない。

(使用の許否)

第10条 教育長は、前条の申請に基づき使用の許否を決定したときは、申請者に対し、神戸市立学校施設目的外使用許可書（以下「許可書」という。）によりその結果を通知するものとする。

2 教育長は、許可書の交付と同時に、神戸市立学校施設目的外許可通知書兼使用状況報告書を当該校舎長に送付してその内容を通知するものとする。

(使用許可事項の変更)

第11条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可書に記載した事項を変更しようとするときは、第9条の規定に準じて教育長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、使用料が増加したときは、その差額を追徴する。

(使用者・利用者の遵守事項)

第12条 使用者その他学校施設を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 使用許可を受けた学校施設以外に立ち入らないこと。
- (3) 火災及び盗難の防止に努め、危険な行為を行わないこと。
- (4) 学校運営に支障を生じる行為をしないこと。
- (5) 附属設備の設置、移動及び撤去は、原則として使用者において行うこと。
- (6) 会場の準備、原状回復及び退室は、すべて許可された使用時間内において行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか校舎長その他係員の指示に従うこと。

(使用許可の撤回・使用の停止)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を撤回し、又は使用を停止することができる。

- (1) 使用者が使用許可の条件に違反し、その他この規則の定めに従わないとき。
- (2) 委員会又は当該学校において緊急に使用する必要が生じたとき。

2 前項の規定により使用許可を撤回し、又は使用を停止したときは、教育長は、理由を付してその旨を使用者及び当該校舎長に通知するものとする。

(原状回復義務)

第14条 使用者は、その使用を終わつたとき（使用許可の撤回及び使用の停止を含む。）は、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者は、使用者その他学校施設を利用する者が学校施設を損傷したときは、教育長が指定する期間内にこれを原状に回復し、又はその損傷を賠償しなければならない。

(使用状況報告)

第15条 校舎長は、学校施設の目的外使用後直ちに神戸市立学校施設目的外使用状況報告書を教育長に送付して学校施設の使用状況を報告するものとする。

(学校開放事業)

第16条 学校施設開放事業において、学校施設を使用する場合は、第9条から第11条まで及び前条の規定は適用しない。

2 学校開放事業に関し必要な事項は、別に教育長が定める。

(施行細目の委任)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附則

1 この規則は、昭和42年10月10日から施行する。

2 この規則施行前に学校施設の目的外使用の許可を受けたものについては、なお従前の例による。

附則（昭和45年6月29日教委規則第8号）

この規則は、昭和 45 年 7 月 1 日から施行する。

附則（昭和 47 年 10 月 27 日教委規則第 19 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和 54 年 3 月 28 日教委規則第 24 号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際、この規則施行の日以後の使用料を納付している者は、改正後の神戸市立学校施設目的外使用規則により使用料を納付したものとみなす。

附則（昭和 54 年 5 月 31 日教委規則第 4 号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和 55 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則により規定されていた様式については、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができるものとする。

附則（平成 4 年 9 月 19 日教委規則第 5 号）

この規則は、平成 4 年 10 月 1 日から施行する。

附則（平成 10 年 3 月 31 日教委規則第 16 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に存する改正前の神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則、神戸市立幼稚園園則、神戸市立高等学校学則、神戸市立盲学校学則、神戸市立養護学校学則、神戸市立学校施設目的外使用規則、神戸市立博物館条例施行規則、神戸市立小磯記念美術館条例施行規則、神戸市立青少年科学館条例施行規則、神戸ポートアイランドホール条例施行規則、神戸市立自然の家条例施行規則及び神戸市伝統的建造物群保存地区に関する規則（以下「各規則」という。）の様式による免除許可申請書その他の書類（以下「書類等」という。）は、改正後の各規則の様式による書類等とみなして、当分の間、なお使用することができる。

附則（平成 14 年 3 月 29 日教委規則第 12 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 16 年 3 月 30 日教委規則第 11 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 30 年 2 月 20 日教委規則第 9 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則により規定されていた様式については、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができるものとする。

附則（令和 4 年 10 月 24 日教委規則第 6 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に学校施設開放事業の実施のためになされた使用許可及び当該使用許可に係る使用料については、令和 5 年 3 月 31 日までの間は、この規則による改正後の神戸市立学校施設目的外使用規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の様式による申請書等は、改正後の神戸市立学校施設目的外使用規則の様式による申請書等とみなして、当分の間、なお使用することができる。

附則（令和5年3月29日教委規則第13号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附則（令和5年3月29日教委規則第14号）抄
（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（令和6年1月22日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和6年7月23日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市立学校施設開放事業要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市立学校施設目的外使用規則（昭和42年10月教育委員会規則第10号。以下「規則」という。）第16条第2項に基づき、学校施設開放事業（以下「開放事業」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)開放事業規則第2条第3項で定める事業をいう。
- (2)学校施設開放運営委員会規則第2条第4項で定める組織をいう。
- (3)神戸市学校体育施設予約システム規則第2条第5項で定めるシステムをいう。
- (4)システム登録団体規則第8条に定める登録を受けた団体をいう。

(開放事業)

第3条 開放事業は、次の形態とする。

- (1)休日・夜間の運動場開放
- (2)休日・夜間の体育館開放
- (3)教室開放
- (4)市民図書室
- (5)地域貢献事業
- (6)放課後子ども教室（のびのびひろば）事業

2 前項の形態における開放事業の期間、曜日及び時間は別表第1に定めるとおりとする。ただし、放課後子ども教室事業の運営については所管局において別途定める。

3 神戸市学校体育施設予約システムを用いて使用することができる学校施設、開放事業の供用時間は、第2項の規定にかかわらず別表第2及び別表第2の2のとおりとする。

(事故の責任)

第4条 開放事業中に発生した事故については、施設又は設備の不備に基づくものを除き、すべて利用者の責任とする。

第2章 学校施設開放運営委員会

(組織)

第5条 学校施設開放運営委員会（以下、「運営委員会」という。）は、開放事業を実施する学校ごとに組織する。

- 2 運営委員会には、会長を置く。会長は運営委員会を総理し、運営委員会を代表する。
- 3 運営委員会には、当該校の校長を顧問として置く。
- 4 運営委員会には、会計及び会計監査を置く。会計は運営委員会の会計責任者として会計を処理し、会計監査は運営委員会の経理を監査する。
- 5 運営委員会は、使用する施設の管理、開放事業に関する連絡調整等の業務のため、運動場・体育館・教室開放等を実施する場合は開放管理者を、市民図書室を実施する場合は市民図書室管理者を置かなければならない。
- 6 運営委員会は、運動場の自由開放（遊び場の確保のため運動場を個人で利用させることをいう。）を実施する場合、開放施設の管理及び利用者に対する安全指導等の業務のため、開放指導員を置かなければならない。
- 7 会長、会計、会計監査は、各々兼任することができない。

8 会長、会計、会計監査、開放管理者、市民図書室管理者、開放指導員は、満18歳以上（高校生を除く。）の人材を充てる。

9 運営委員会を組織するにあたっては、あらかじめ教育長の承認を得なければならない。（使用許可の手続き）

第6条 運営委員会が規則第3条第2項に基づき使用許可を受けようとする場合は、当該年度の事業開始日までに、神戸市立学校施設開放事業使用許可申請書（様式第1号）を教育長あてに提出しなければならない。

2 教育長は、前項の申請に基づき使用の許否を決定したときは、申請者に対し神戸市立学校施設開放事業使用許可書（様式第2号）によりその結果を通知するものとする。（補助金の申請）

第7条 運営委員会による開放事業の補助金の申請にあたって必要な事項は、別に定める。（事業の休止又は廃止）

第8条 運営委員会は、開放事業を休止又は廃止する場合は、次に掲げる書類を速やかに教育長あてに提出しなければならない。

(1)神戸市立学校施設開放事業休止（廃止）届出書（様式第3号）

(2)その他教育長が必要と認める書類

2 教育長は、前項の届出があった場合、神戸市立学校施設開放事業休止（廃止）承認通知書（様式第4号）により、運営委員会に通知するものとする。（苦情の処理）

第9条 運営委員会は開放事業の実施に伴い、市民等から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対応するものとする。教育委員会から、市民等からの苦情があった旨の連絡を受けたときも同様とする。

2 運営委員会が前項に定める苦情の対応を行ったときは、速やかに教育委員会に報告するものとする。

第3章 神戸市学校体育施設予約システム

（神戸市学校体育施設予約システムに関する用語の意義）

第10条 神戸市学校体育施設予約システム（以下「予約システム」という。）について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)利用者登録規則第8条に基づき、予約システムを利用するために、団体名、代表者の名前等必要な事項を登録することをいう。

(2)ユーザーID 利用者登録の際、登録者を識別するために付す数字及びアルファベットで構成される文字列（利用者番号）をいう。

(3)パスワードユーザーIDと組み合わせて登録者を確認するために使用する数字及びアルファベットで構成される文字列をいう。

（提供するサービス）

第11条 システム登録団体の代表者は、予約システムを用いて次に掲げることができる。

(1)学校施設の空き状況及び学校施設に関する情報の閲覧

(2)学校施設の予約

（利用者登録の申請）

第12条 利用者登録を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、神戸市学校体育施設予約システム利用申請書（様式第5号）を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請があった場合において、申請者又は利用者登録を受けようとする団体の代表者若しくはその構成員が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者登録を行わないものとする。

(1)申請者が実在しない場合又は登録情報に虚偽の記載をした場合

- (2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員である場合
- 3 第1項の規定による申請があった場合において、教育長は団体名、代表者氏名等を予約システムに登録するとともに、申請を行った者に対し、ユーザーIDを通知するものとし、ユーザーIDの通知を受けた者は予約システムの利用のためのパスワードを自身で設定するものとする。
- 4 第1項の規定による申請があった場合において、利用者登録を受けようとする団体の代表者は、次の各号に規定する書類等の写しのうち、1種類を教育長に提出しなければならない。
- (1) 運転免許証（運転経歴証明書を含む）
 - (2) 健康保険証
 - (3) 住民票
 - (4) マイナンバーカード（表面のみ）
 - (5) 住民基本台帳カード
 - (6) その他教育長が適当と認める書類
- （利用者登録の変更及び廃止の手続き）
- 第13条 システム登録団体は、利用者登録に係る事項について変更しようとするときは、神戸市学校体育施設利用者登録変更申請書（様式第6号）（以下「登録変更申請書」という。）により遅滞なく教育長に提出しなければならない。
- 2 システム登録団体は、規則第8条各号の要件を満たさなくなった場合、又はシステムを使用する必要がなくなった場合は、神戸市学校体育施設利用者登録廃止申請書（様式第7号）（以下、「登録廃止申請書」という。）を教育長に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定により、登録変更申請書又は登録廃止申請書の提出があった場合、教育長は利用者登録の変更又は廃止を行うものとする。
- （学校施設の管理運営上重大な支障の例）
- 第14条 規則第8条第2項に規定する学校施設の管理運営上重大な支障とは、以下の場合とする。
- (1)偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明した場合。
 - (2)登録者への通知又は連絡を行うことができないと認めた場合。
 - (3)予約システムや学校施設を故意若しくは重大な過失により破壊し又はその運営を妨害した場合。
 - (4)供用時間を超えて学校施設を使用した場合。
 - (5)学校施設の原状回復を行わない場合。
 - (6)規則又はこの要綱の規定に違反した場合。
 - (7)その他教育長が予約システム又は学校施設を利用する者として適当でないとした場合。
- （重複登録の禁止）
- 第15条 同一の団体（一方の団体構成員の半数以上が他方と同一の場合のほか、団体の代表者や構成員、活動内容等から、教育長が実質的に同一団体であると判断した場合を含む。）が重複して利用者登録を受けることはできない。
- 2 同一の団体について重複して利用者登録がなされていることが明らかとなったときは、教育長は、それらの利用者登録のうち最新のものを除き利用者登録を抹消することができる。
- （学校施設の使用の手続き）
- 第16条 システム登録団体の代表者は、ユーザーID及びパスワードを予約システムに入力することにより、学校施設の使用の申込をし、及びその結果を確認することができる。

- 2 学校施設の使用の申込は、別表第 3 に定める期間内に行うものとする。
- 3 市内に居住するシステム登録団体の代表者は、別表第 2 の 2 に定める学校施設に抽選による申込（以下、「抽選申込」という。）をすることができる。
- 4 別表第 2 に定める学校施設の学校区に居住するシステム登録団体の代表者は、自己が居住する学校区内の学校施設に抽選申込をすることができる。
- 5 別表第 4 に定める学校区に居住するシステム登録団体の代表者は、自己が居住する学校区内の隣接校区の学校施設（別表第 4 記載の抽選申込可能校）のうち 1 校に抽選申込をすることができる。
- 6 同一の日時に複数の抽選申込があった場合は、抽選により当選者を決定し、予約システムによりその結果を通知するものとする。この場合において、当選者は、改めて第 1 項に規定する学校施設の使用の申込を行うものとし、教育長は、当該使用の申込を受けて使用者を決定し、予約システムによりその結果を通知するものとする。
- 7 前項の場合において、当選者が、教育長が別に定める期間内に学校施設の使用の申込を行わなかったときは、当該抽選申込は無効とする。
- 8 抽選による申込がなかった場合、当選者が前項に規定する使用の申込を行わなかった場合、又は使用者が決定した場合において当該使用者がその使用の申込を取り消した場合、当該日時については先着順の申込により使用者を決定するものとする。教育長は、先着順の申込を受けて使用者を決定し、予約システムによりその結果を通知するものとする。
- 9 第 4 項及び第 7 項の規定により使用者を決定した場合において、予約システムによりその結果を通知したことをもって学校施設の使用の許可がなされたものとみなす。
- 10 使用の申込の取消は、別表第 3 に掲げる期間内に限り、予約システムで受け付けるものとする。
- 11 前項の規定にかかわらず、天災、疾病その他緊急かつやむをえない理由により学校施設の使用ができない旨の申出があり、かつ、教育長が認めたときは使用の申込を取り消すことができる。

（学校施設の使用回数の制限）

第 17 条 システム登録団体が学校施設を使用することができる回数（以下、「使用回数」という。）は、毎月 5 回を上限とする。

（抽選申込の制限）

第 18 条 前条に規定する使用回数のうち、システム登録団体が抽選申込を行うことができる回数は、毎月 4 回を上限とする。

（予約システムの利用にあたっての遵守事項）

第 19 条 予約システムの利用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 予約システムを学校施設の空き状況の確認、学校施設の使用予約以外の目的に利用しないこと。
- (2) ユーザー ID 及びパスワードを自らの責任をもって管理すること。
- (3) ユーザー ID を第三者に譲渡し、又は使用させないこと。
- (4) 真に使用する意思のない予約又は虚偽の予約を行わないこと。また、予約日に利用を行わなくなった場合は必ず取消の手続きを行うこと。
- (5) 予約システムの運用を妨害しないこと。

（質問等）

第 20 条 教育長は、予約システムの安定的な運用を確保するために必要があると認めるときは、利用者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができる。

（予約システムの停止）

第21条 教育長は、次に掲げる場合には、予約システムの一部又は全部を停止できるものとする。

- (1) 予約システムの定期保守、更新又は緊急に保守を行う場合
- (2) 火災、停電、自然災害等の不可抗力又は第三者による妨害等により予約システムの運用が困難になった場合
- (3) 不測の事態により予約システムのサービスの提供が困難になった場合
(免責)

第22条 教育長は、次に掲げる場合には、申請者又はシステム登録団体に損害が生じてもその責を負わない。

- (1) 前条の規定によりサービスを停止した場合
- (2) 通信の混雑、その他やむを得ない事由によりサービスの利用ができなかった場合
- (3) 申請者又はシステム登録団体の責に帰すべき事由により本意でない予約システムの利用がされ、申請者又はシステム登録団体に損害が発生した場合
- (4) 規則第13条各項に基づき使用許可を撤回した場合

2 前項に掲げる場合において、第三者に損害が生じた場合においても、教育長はその責を負わない。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、予約システムの利用にあたって必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年3月6日から施行する。ただし、平成27年度以降の会計年度より適用する。

(要綱等の廃止)

- 2 神戸市立学校施設開放事業要綱（平成14年9月30日教育長決定）、学校施設開放事業にかかる指導員に関する要領（平成14年9月30日教育長決定）、学校施設開放事業にかかる管理者に関する要領（平成17年3月31日教育長決定）、神戸市立〇〇学校施設開放運営委員会設置要項準則（平成14年9月30日教育長決定）は、廃止する。
- 3 神戸市立学校施設開放事業補助金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月2日神戸市規則第38号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。ただし、平成29年度以降の会計年度より適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年6月9日から施行する。ただし、施行期日に関わらず、平成29年度の補助金申請については、この要綱を適用するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年10月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際に現に学校施設開放事業の実施のためになされた使用許可及び補助金申請等については、令和5年3月31日までの間は、この要領による改正後の神戸市立学校施設開放事業要綱第7条、第8条、及び別に定める学校施設開放運営委員会補助金交付等要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年11月24日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年12月21日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年1月24日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年2月27日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年1月31日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

〔その他関係法令抜粋〕

○教育基本法第12条2

国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

○学校教育法第137条

学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

○社会教育法第44条

学校（国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。）の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するよう努めなければならない。

○スポーツ振興法第13条

国及び地方公共団体は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。